平成２３年（フ）第１８１７４号
千葉県柏市今谷上町41―15
債務者　高橋　淳一
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　十枝内康仁
4　破産債権の届出期間　平成24年２月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８３２８号
千葉県鎌ケ谷市富岡１丁目６―44　ペアーブラッサムＯ―101
債務者　中山　隆久
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　浩一
4　破産債権の届出期間　平成24年２月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８３７８号
東京都練馬区平和台３丁目14―14―201
債務者　相川　和之
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中澤　　歩
4　破産債権の届出期間　平成24年２月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月10日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４１６号
東京都西東京市柳沢５丁目３－７
債務者　住吉　宏之
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸本　史子
4　破産債権の届出期間　平成24年２月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８０７６号
東京都新宿区高田馬場２丁目４―15―701
債務者　松下マミエこと　裵　　在連
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川美津子
4　破産債権の届出期間　平成24年２月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８２０８号
埼玉県新座市西堀２丁目20―30
債務者　千葉　　徹
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　布川　博良
4　破産債権の届出期間　平成24年２月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月11日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８２８０号
東京都台東区根岸１丁目１―26―602
債務者　仲　　佳和
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関谷　文隆
4　破産債権の届出期間　平成24年２月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月11日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８２４６号
東京都江東区南砂３丁目２－４―501
債務者　八代奈保子
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋口　　收
4　破産債権の届出期間　平成24年２月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月17日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２０６６号
埼玉県川口市大字道合927番地の３　セレッサ道合102号
債務者　青木　純子
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０９５号
埼玉県川口市北原台１丁目15番10―203号　シャイン東川口第３
債務者　熱海　哲也
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１００号
埼玉県久喜市久喜中央１丁目15番73号―902、旧住所東京都江東区大島２丁目８番12号
債務者　遊佐　勝彌
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１０１号
埼玉県久喜市久喜中央１丁目15番73号―902、旧住所東京都江東区大島２丁目８番12号
債務者　遊佐　政江
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１０３号
埼玉県鴻巣市大間４丁目27番20―202号　リステルマンション鴻巣、旧住所埼玉県鴻巣市赤見台１丁目14番３―503号　パークシティ鴻巣駅前プラザ第三３号棟
債務者　浅井　賢司
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１６２号
さいたま市西区大字佐知川911番地　グランハイムもえぎＡ206、旧住所さいたま市西区大字土屋539番地４　Ｋウッズ Ⅱ107
債務者　福田　靖子
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３３号
埼玉県秩父郡皆野町大字金崎136番地２　町営住宅金崎団地　３号棟302号室
債務者　野村　延大
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係